

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 環境質の状況

当地域は、兵庫県の南部に位置し、東西に幹線道路、鉄道が貫通し、海陸交通の要衝である。このため、早くから工業化が進み、重化学工業を中心にわが国有数の工業地帯として発展し、人口も着実に増加してきた。

一方、産業活動が活発化し、人口が集積した結果、大気汚染や水質汚濁等の公害が広域化、深刻化してきた。このような状況のもと、兵庫県東部地域において、昭和47年度から、播磨南部地域において、昭和48年度から、また、神戸地域においては、昭和49年度から、それぞれ4度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。

さらに、平成4年度からは、これら3地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として2度にわたり計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する状況にある。平成13年度における環境質の状況は次のとおりである。

#### (1) 大気汚染

二酸化硫黄については、一般大気測定局47局、自動車排出ガス測定局11局のすべてにおいて長期的評価で環境基準を達成している。

二酸化窒素については、一般大気測定局においては49局のすべてにおいて環境基準を達成している（0.06ppm超過の局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の局が25局、0.04ppm未満の局が24局）、自動車排出ガス測定局においては25局中4局で環境基準を達成していない（0.06ppm超過の局が4局、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の局が21局、0.04ppm未満の局はない）

浮遊粒子状物質については、一般大気測定局において、長期的評価は49局中10局で、短期的評価は48局で環境基準を達成していない。自動車排出ガス測定局においては長期的評価は17局中10局で、短期的評価は全局で環境基準を達成していない。

光化学オキシダントについては、43測定局全局で環境基準を達成していない。

一酸化炭素については、一般大気測定局2局、自動車排出ガス測定局23局のすべてにおいて環境基準を達成している。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、一般大気測定局8局、自動車排出ガス測定局3局のすべてにおいて環境基準を達成している。

ダイオキシン類については、一般大気測定局19局のすべてにおいて環境基準を達成している。

## (2) 水質汚濁

健康項目については、222測定地点のうち216地点で環境基準を達成している。環境基準を達成していない項目は、砒素、ふっ素及びほう素であり、これらは地質等による自然的な影響である。

生活環境項目については、河川（BOD）において25水域中4水域で、海域（COD）においては19水域中6水域で環境基準を達成していない。

海域の窒素・<sup>りん</sup>燐については、大阪湾においては全窒素、全<sup>りん</sup>燐ともに3水域中2水域で環境基準を達成しておらず、播磨灘においては、全窒素、全<sup>りん</sup>燐ともに4水域のすべてで環境基準を達成している。

湖沼（COD）については、1水域において測定しており、環境基準を達成していない。

また、過去10年間の水質汚濁の推移を環境基準適合状況で見ると、河川では長期的に良化傾向にあり、海域では横ばい傾向にある。湖沼では変動はあるものの長期的にはほぼ横ばいである。

地下水については、調査井戸186本のうち34本の井戸で環境基準を超えており、これらは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、鉛、砒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素及びふっ素のいずれかが超過したことによるものである。このうち、鉛、砒素及びふっ素の汚染原因は自然由来と考えられる。

## (3) 騒音、振動及び悪臭

一般地域の騒音については、376測定地点のうち、67地点で環境基準を達成していない。

自動車騒音については、168測定地点のうち72地点で全時間帯で環境基準を達成しておらず、要請限度が評価できる65地点中5地点で要請限度超過が見られた。

新幹線鉄道騒音については、27測定地点のうち10地点で、航空機騒音については、12測定地点のうち4地点で環境基準を達成していない。

また、苦情件数では、騒音に係るものが605件(55%)と最も多く、次いで悪臭412件(37%)、振動86件(8%)となっている。

## 2 計画策定理由

当地域には、このように、依然として改善すべき課題が残されていることから、今後も引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。

このため、本公害防止計画は、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることにより、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものである。

## 第2節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び播磨町の区域（平成14年6月28日現在の区域）とする。（図1 - 2 - 1参照）

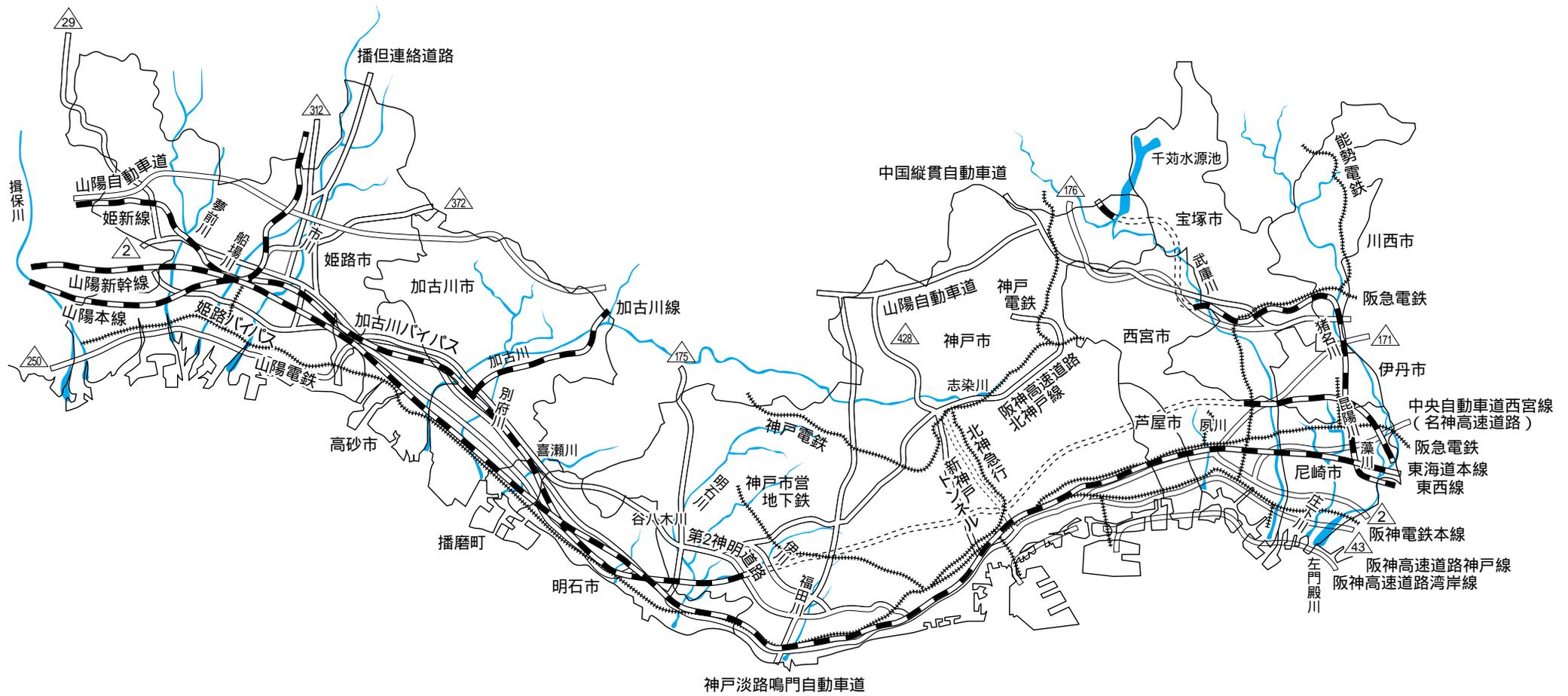


図 1-2-1 公害防止計画策定地域図

### 第3節 計画の目標

当地域における汚染物質等の項目ごとの目標は表1-3-1に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、目標が平成18年度末を目途に達成されるよう努めるものとして本計画を策定する。

なお、環境基本法第16条に基づく環境基準等が設定または改定された場合及び新たに環境基準等の超過が生じた場合は、当該環境基準等に係る部分を変更した別表をもって本計画の別表とみなす。

表1-3-1 計画の目標

区分	目 標	適用区域	備 考												
1 大 気 汚 染	<p>「大気汚染防止に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>光化学オゾン</td> <td>1時間値が0.06ppm 以下であること。</td> </tr> </table> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)第1に定める環境基準及び第2の2</p> <table border="1"> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> </table>	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	光化学オゾン	1時間値が0.06ppm 以下であること。	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の区域							
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。														
光化学オゾン	1時間値が0.06ppm 以下であること。														
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。														
2 水 質 汚 濁	<p>ア 地下水 「地下水の水質の汚濁に係る環境基準値について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>0.02mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>10mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基準値	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	全公共用水域 全計画区域	人の健康の保護に関する項目
項 目	基準値														
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下														
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下														
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下														
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下														

区分	目 標	適用区域	備 考																							
2 水 質 汚 濁	生活環境の保全に関する項目	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域																								
				<p>ア 河川 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>生物化学的酸素要求量(BOD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td>1 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>3 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの</td> <td>5 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの</td> <td>8 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業用水3級環境保全</td> <td>10mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	生物化学的酸素要求量(BOD)	AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下	B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下	C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下	D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/l 以下	E	工業用水3級環境保全	10mg/l 以下
				項目 類型			利用目的の適応性	基準値																		
					生物化学的酸素要求量(BOD)																					
				AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下																				
				A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下																				
				B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下																				
				C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下																				
				D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/l 以下																				
				E	工業用水3級環境保全	10mg/l 以下																				
				<p>イ 湖沼 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>化学的酸素要求量(COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td>1 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>3 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>5 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>工業用水2級、環境保全</td> <td>8 mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	化学的酸素要求量(COD)	AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下	B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下	C	工業用水2級、環境保全	8 mg/l 以下						
				項目 類型			利用目的の適応性	基準値																		
					化学的酸素要求量(COD)																					
				AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下																				
				A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下																				
				B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下																				
				C	工業用水2級、環境保全	8 mg/l 以下																				
				<p>ウ 海域 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>化学的酸素要求量(COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td>3 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td>8 mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	化学的酸素要求量(COD)	A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下	B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/l 以下	C	環境保全	8 mg/l 以下									
				項目 類型			利用目的の適応性	基準値																		
					化学的酸素要求量(COD)																					
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下																								
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/l 以下																								
C	環境保全	8 mg/l 以下																								

区分	目 標	適用区域	備 考																								
2 水 質 汚 濁	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>全窒素</th> <th>全 燐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)</td> <td>0.2mg/l 以下</td> <td>0.02mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)</td> <td>0.3mg/l 以下</td> <td>0.03mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)</td> <td>0.6mg/l 以下</td> <td>0.05mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水産3種、工業用水、生物生息環境保全</td> <td>1mg/l 以下</td> <td>0.09mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値		全窒素	全 燐		自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下		水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下		水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下		水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域			
項目 類型	利用目的の適応性			基準値																							
		全窒素	全 燐																								
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下																								
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下																								
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下																								
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下																								
3 土 壌 汚 染	<p>「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号第1に定める基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全シアン</td> <td>検液中に検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>検液1lにつき0.01mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>検液1lにつき0.05mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>検液1lにつき0.0005mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>検液中に検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>ジ-1,2-ジクロロフル</td> <td>検液1lにつき0.04mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>トリクロロフル</td> <td>検液1lにつき0.03mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロフル</td> <td>検液1lにつき0.01mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>検液1lにつき0.01mg以下であること。</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>検液1lにつき0.01mg以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	全シアン	検液中に検出されないこと。	鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。	六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。	砒素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。	P C B	検液中に検出されないこと。	ジ-1,2-ジクロロフル	検液1lにつき0.04mg以下であること。	トリクロロフル	検液1lにつき0.03mg以下であること。	テトラクロロフル	検液1lにつき0.01mg以下であること。	ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	<p>全計画区域(汚染がもたら自然的原因によるものが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。)</p>	<p>環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。</p> <p>なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合においては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。</p>
項 目	基 準 値																										
全シアン	検液中に検出されないこと。																										
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。																										
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。																										
砒素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。																										
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。																										
P C B	検液中に検出されないこと。																										
ジ-1,2-ジクロロフル	検液1lにつき0.04mg以下であること。																										
トリクロロフル	検液1lにつき0.03mg以下であること。																										
テトラクロロフル	検液1lにつき0.01mg以下であること。																										
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。																										
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。																										
4 騒 音	<p>「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)第1に定める基準値</p> <p>ア 一般地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">時 間 の 区 分</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A A</td> <td>療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域</td> <td>50デシベル以下</td> <td>40デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>A及びB</td> <td>A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域</td> <td>55デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</td> <td>60デシベル以下</td> <td>50デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型		時 間 の 区 分		昼間	夜間	A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下	A及びB	A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下	「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年11月19日政令371号)に基づき、知事又は市長が地域の区分ごとに指定する地域	<p>達成期間等については、道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。</p> <p>既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道</p>						
地域の類型				時 間 の 区 分																							
		昼間	夜間																								
A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下																								
A及びB	A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下																								
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下																								

区分	目 標	適用区域	備 考																	
4 騒音	環境騒音		<p>対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。</p> <p>ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあわせて、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。</p>																	
	イ 道路に面する地域																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> <th rowspan="3">備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	基準値		備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下	
地域の類型	基準値																			
	昼間	夜間																		
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下																		
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下																		
基準値		備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。																		
昼間	夜間																			
70デシベル以下	65デシベル以下																			
	航空機騒音		<p>「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年11月19日政令371号）に基づき、知事又は市長が地域の区分ごとに指定する地域</p>																	
	「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）第1に定める基準値																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>基準値 (単位WECPNL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら住居の用に供される地域</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域</td> <td>75以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値 (単位WECPNL)	専ら住居の用に供される地域	70以下	上記以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75以下													
地域の類型	基準値 (単位WECPNL)																			
専ら住居の用に供される地域	70以下																			
上記以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75以下																			
	新幹線騒音		<p>「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年11月19日政令371号）に基づき、知事又は市長が地域の区分ごとに指定する地域</p>																	
	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）第1に定める基準値																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として住居の用に供される地域</td> <td>70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>商工業の用に供される地域等以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下	商工業の用に供される地域等以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下													
地域の類型	基準値																			
主として住居の用に供される地域	70デシベル以下																			
商工業の用に供される地域等以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下																			

## 第4節 計画の主要課題

当地域の実情にかんがみ、本計画において特に重点的に解決を図るべき主要課題は、以下のとおりとする。

### 1 交通公害

国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。

### 2 河川の水質汚濁

水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

### 3 大阪湾及び播磨灘の水質汚濁

大阪湾及び播磨灘のCODに係る水質汚濁並びに大阪湾の窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

### 4 地下水汚染

トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図る。

## 第5節 計画の期間

本計画の実施期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

## 第6節 関係法令による地域指定の概要

当該地域における環境保全に関する個別課題に係る関係法令による地域指定の状況は、表1-6-1のとおりである。

表1-6-1 公害関係地域各種地域指定等の状況

(平成13年度末現在)

区分	SOx		NOx 総量規制地域指定	湖沼水 特法指定地域	水質総量 規制地域指定	生活排水 対策重点地域	騒音環境基準 類型指定地域			騒音規制 法指定地域	振動規制 法指定地域	悪臭防止 法規制地域	工業用水 法指定地域	ビル用水 法指定地域	県条例による 地下水採取 規制	農用地土壌 汚染対策 地域
	総量 規制地域 指定	K値					一般 騒音	航空 機騒音	新幹 線鉄道 騒音							
市町名	注5				注6		注7	注8	注8	注9	注10	注11				
神戸市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17) D:3.0	-	-		-		-					-	-	-	-
姫路市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
尼崎市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-							-	-	-	-
明石市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
西宮市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-							-	-	-	-
芦屋市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-		-					-	-	-	-
伊丹市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17)	-	-		-							-	-	-	-
加古川 市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
宝塚市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17) F:17.5	-	-		-							-	-	-	-
高砂市		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-
川西市		A:3.0 B:(2.92) C:(1.17) F:17.5	-	-		-							-	-	-	-
播磨町		E:3.5 C:(1.75)	-	-		-		-					-	-	-	-

- 注) 1 は該当する市町を示す  
 2 は当該市町の区域の一部を除き該当する市町を示す  
 3 「SOxK値」のうち、( )書きは特別排出基準が適用されているもの  
 4 A: 昭和47年1月4日以前に設置されたもの  
 B: 昭和47年1月5日～昭和49年3月31日に設置されたもの  
 C: 昭和49年4月1日以降に設置されたもの  
 D: 神戸市のうち垂水区、西区、北区に設置されたもの  
 E: 昭和49年3月31日以前に設置されたもの  
 F: 宝塚市及び川西市の一部に設置されたもの  
 5 昭和51年9月28日地域指定  
 6 C O D: 昭和54年6月12日地域指定、窒素及びりん: 平成13年12月1日地域指定  
 7 平成47年4月25日地域指定  
 8 昭和51年7月2日地域指定  
 9 昭和44年4月30日地域指定  
 10 昭和52年11月1日地域指定  
 11 昭和48年4月1日地域指定(但し、神戸市については、昭和48年4月10日地域指定)